

平成22年第10回新居浜市農業委員会農政部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成22年11月5日(金曜日) 14:30～15:37
(2) 会議の場所 新居浜市庁舎 5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14人

第1番	篠原修	第11番	野口徹司
第2番	神野敬二	第12番	高橋征三
第4番	河端廣	第13番	藤田幸正
第5番	小野雄基	第14番	藤田平夫
第6番	桑原梅信	第15番	加藤良一
第7番	神野幸雄	第16番	岡田雅夫
第8番	仙波憲一	農地部会長	小野輝雄
第10番	池田繁	農地部会長代理	白鳥誠二

(2) 欠席委員 2人

第3番	鴻上孝志	第9番	岡田宜近
-----	------	-----	------

(3) 農政部会委員外委員 4人(農地部会委員)

西原力	高橋秀人
藤田奨	小野英雄

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原正英	事務局次長	岡野雄二
主幹	神野眞一	農政係長	林洋一

4 傍聴者 0人

5 会議に付議した事項

議案第1号 建議書の作成について



6 議事

14時30分開会

藤田部会長

皆さん、こんにちは。

文化の日辺りから非常にすばらしい秋の気配が感じられるようになり、朝晩は肌寒いですが、いい気候になってまいりました。皆さんにおかれましては、農作業も一段落したところではないかと思えます。そういった中、今日は農政部会にお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、ただいまから平成22年第10回新居浜市農業委員会農政部会を開会いたします。なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において小野雄基委員と桑原梅信委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

本日の議題は、御案内のとおり「建議書の作成について」を議題といたします。

先月の部会で市経済部農林水産課と農地整備課の担当職員か

林農政係長
藤田部会長
林農政係長

ら、前回の建議書への対応及び進捗状況について説明を受けました。本日は、まず、先月の部会で各担当課職員から説明のあった進捗状況の内容について、また、7月から9月にかけて実施した耕作放棄地調査の結果について事務局から説明をいたさせます。

(挙手) はい。

どうぞ。

失礼いたします。

資料1をご覧ください。

資料1は、先月の農政部会にて各担当課より説明のあった前回の建議書への対応及び進捗状況について項目毎に記載しております。

それでは、簡単にご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

1・担い手育成確保。(1)担い手に対する支援の強化では、認定農業者の育成、就農相談会の開催、農業者就業促進事業等にて担い手に対する支援を行っている。

資料の2ページをご覧ください。

(2)共同機械利用者部会の強化及び法人化の推進では、現在、共同機械利用部会が10部会、オペレーター数が52名であり、本市は、小規模零細農家が多く、遊休農地増加の防止策として重要であり、法人化の促進では、経営管理能力の向上、後継者の円滑な確保や就農者の受け皿確保等が考えられるので、農協と法人化について今後も協議していくという説明がありました。

次に、2・地産地消と食育の推進では、野菜ハウス設置事業の支援、地産地消推進業務、地元農産物の使用促進と食育についての説明があり、その内、野菜ハウス設置事業の支援については、この事業の対象があかがね市の会員で、昨年度は、市内3農家の支援を行った。地産地消推進業務では地産地消推進委員2名の雇用を農協に委託した等の説明がありました。

4ページをご覧ください。

3・農業基盤の整備では、農地整備課からため池等整備事業、県単独土地改良事業、市単独土地改良事業等の説明がありました。詳細は、資料の4ページから6ページに記載しておりますのでご覧ください。

次に4 有害鳥獣駆除対策では、イノシシによる被害状況、有害鳥獣捕獲事業、新居浜市鳥獣被害防止計画についての説明があり、平成21年度と平成22年9月現在までの有害鳥獣の捕獲数、新居浜市鳥獣被害防止計画については、平成22年3月に「新居浜市鳥獣被害防止計画」を策定し、5月28日に新居浜市鳥獣被害対策協議会を設立したこと。本年イノシシ捕獲機材として箱わな20基を購入し10月中旬に納入予定としていること及び箱わなの使用・設置の流れについての説明がありました。

次に資料2をご覧ください。

平成22年度遊休農地調査集計結果一覧表についてご説明いたします。昨年度同様に7月から9月の大変暑いなかでの調査でし

たが、ご協力いただきありがとうございました。

資料の1枚目、平成22年度遊休農地調査集計結果をご覧ください。

平成22年度の調査は、平成21年度に実施した耕作放棄地全体調査の結果を基に行いました。全体の調査結果としては、筆数、1431筆、面積、1,233,842平方メートル、全体の農地面積に占める遊休農地の割合は8.54パーセントになりました。

前回の平成21年の調査と比較すると面積が1,334,813平方メートルから、100,971平方メートル減っており、遊休農地の割合も8.78パーセントから0.24パーセント減少しておりました。

支所毎の遊休農地の割合は、平成21年の調査時と比較すると本所地区が0.73パーセント、高津地区が0.50パーセント、垣生地区が1.00パーセント、神郷地区が0.73パーセント、船木地区が1.96パーセント、泉川地区が1.22パーセント、大生院地区が1.37パーセント、減少しておりました。

他の地区については、多喜浜地区が2.19パーセント、角野地区が0.01パーセント、中萩地区が0.43パーセント、大島地区が0.03パーセント、別子山地区が17.03パーセント増えておりました。

本年度は、減少した地区が多かったのですが、地区にもよりますが、地元の土地改良区で所有者に対して管理要請をしている箇所があったこと、戸別補償制度が開始され、耕作を再開した等の理由が考えられます。

資料の2ページは、平成22年度の支所別の農地面積、田・畑・樹園地の面積を記載しておりますので参考までにご覧ください。

資料の3ページをご覧ください。

6月の農政部会にて説明しましたが、今後の取組みについてご説明いたします。

平成22年耕作放棄地調査の結果、地図・調査表を基に、①1年以上耕作放棄地で耕作されないと見込める農地、②周辺の農地と比べて低利用となっている農地の中から以前から苦情のある箇所、所有者等の所在が明らかな箇所等を各地区の班毎に抜き出していただき、事務局で抜き出した所有者等の小作転用状況等を農地台帳で確認し、遊休農地調査票を作成します。

遊休農地調査票の作成については、今月26日に開催する全員協議会にて再度ご説明します。

調査時期は、予定ですが、平成23年1月から2月末までを予定しておりますのでその前に委員さんに送付いたします。調査票には、所有者等に面会し意向調査、指導を行ったあと、必要項目に記入して事務局に提出してください。なお、面会できない所有者等には事務局から文書による指導を行います。調査後は、調査結果を集計して利用権設定等による貸付けが出来ないか等今後の対応について検討を行います。

説明は以上です。

藤田部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局のほうより先月の農政部会でお聞きしました、建議書に対する市の対応や進捗状況のまとめ、また、皆さんに暑い中調査していただきました、遊休農地の調査についての説明でございました。

今月から3月の農政部会までに建議書案を作成し、3月末の総会にかけたいと思います。

今月は、皆さんから建議の仕方とどのような内容を建議書に載せるかについて意見を出していただき、その意見を基に、1月の農政部会までに役員会を通して原案を作成したいと考えております。

まず、建議の仕方ですが、前回のような形式にするか、項目はどうするか、緊急にしないといけないことに絞ってするか、前回の建議書4項目のなかで対応が進んでいるものは除き進んでいないものを再度、項目に入れるかなどいろいろ考えていかなければなりません。

先ほどの資料の中にありました、前回20年5月に出した建議書の内容は、担い手の確保としまして、担い手に対する支援の強化と共同機械利用者部会の強化及び法人化の推進、地産地消と食育の推進、農業基盤の整備、有害鳥獣駆除対策の4つでした。

その前の17年5月に出したものは、地産地消の推進について、遊休農地対策と農業経営の法人化の推進について、農業経営基盤の強化について、有害鳥獣対策について、農業についての市民理解への取り組みについて、農業における女性の起業・経営参加の推進についてという6つがありました。

今回も、皆さんに意見を出してもらいまして、その中から項目を絞っていきたいと思います。

御意見などございましたらお願いします。

岡田雅夫委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

岡田雅夫委員

(挙手) はい。

前回出した建議書の項目の内、今回も建議書に入れるものは、これから先の建議書の項目にもずっと残って行くものだと思います。また、多少なりとも行政から補助金をもらっているものに関しては、引き続き項目に入れる必要があるのではないかと思います。

補助金につきましては、法人化など、融資されるには、一定の要件を満たしていないと補助金が降りてこないのが現状です。どういう事をすれば、どういうメリットがあり、どういう補助金がもらえるのかという、補助金のメニューを一度見直さなければならぬのではないかと思います。

藤田部会長

補助金につきましては、例えば、前回の建議書の項目にありました、担い手の育成強化確保の担い手に対する支援の強化について、もう少し強調した内容として建議するためにも、補助金が出る仕組みが分からないと、前に向いて進みませんので、それを調べな

がら、支援強化の為、表現を変えて建議していけたらと思います。

小野輝雄委員
藤田部会長
小野輝雄委員

(挙手) はい。

どうぞ。

(挙手) はい。

今、非常に話題になっております環太平洋連携協定のT P Pですが、これに参加すると何年か後には関税は自由化になり、2国間の貿易についても、今の日本では関税がゼロになるのではないかとされています。T P Pは、我々農業者にとって、これから先どうなるのか、注目していかなければならないものです。日本のスタンスが、どれくらいまでに固まってくるかによりますが、是非とも関税は守っていただきたいと思います。

関税については市にお願いすることではないのですが、農業をどう盛り上げていくかということを建議書に入れていただきたいと思います。

神野幸雄委員
藤田部会長
神野幸雄委員

(挙手) はい。

どうぞ。

先程岡田委員さんも言われていた補助金の関係で聞きたいのですが、補助金については御存知のとおり、補助金を受ける為の審査会が出来ております。補助金をもらうには、この審査会を通らなければいけません。

私も何年か前に、その審査会を傍聴しましたが、各担当部署の職員がその団体の代表者に付き添い、書類をきちんと管理させた上、補助役と一緒に付いて、審査会が開催されていましたが、今もそういう体制なのでしょうか。

原事務局長
藤田部会長
原事務局長

(挙手) はい。

どうぞ。

今も、手順は変わってないと思います。補助金の公募については、団体が補助金をもらうために、まず、担当課と相談を行い、担当課と団体が協力し、団体名で公募申請し、審査には担当課も同伴する方法で変わってないと思います。

神野幸雄委員
藤田部会長
神野幸雄委員

(挙手) はい。

どうぞ。

団体組織そのものが審査会に出て説明をするならいいですけど、補助役の職員が付いて来て、その人が説明するという状況での補助金のもらい方をしています。

しかし、市の行政のトップである市長が新居浜農業の将来に向けて、あるいは、農業問題の解消に向けての、農業施策を新居浜市の施策として行うと決め、農林水産関係の委員会や議会に提案したものについては、補助金審査会を通さなくてもいいのではないのでしょうか。

市から提案した予算に関しては、直接予算となるので、審査会で審議をしていないはずですので、この建議書の項目が新居浜市の施策になれば、なかなか出ない補助金を待たなくても良くなります。そういった方法では出来ないのでしょうか。

仙波憲一委員

(挙手) はい。

藤田部会長
仙波憲一委員

どうぞ。

市が直接するのではなく、県や国の施策として、仮に全体事業費が100万円の内、県が50万円補助金出してくれるようなものについては、任意的補助金として市も認めてくれます。

新居浜市で今現在、施策とされていないものは、市から補助金は出ません。

新居浜市の補助金は、全体で17億円あるのですが、平成16年の災害時に、災害対策や介護などを含め、それをひとくくりとなってしまうので、農業だけの施策という位置づけはございません。その17億円の内、事務的経費が15億円、残りの2億円は、先程神野委員さんが言われていた、審査会で承認を得られた事業に充てられます。

神野幸雄委員
藤田部会長
神野幸雄委員

(挙手) はい。

どうぞ。

農業施策については、その町なり市が、この施策を行うのだという、意志を持って出しています。

新居浜市も、新居浜市独自の施策を作ったらどうでしょうか。その位しないと、国からの補助金を待っていても、いつまでも出来ないままになってしまいます。

市長が方向を決めて、この施策をするという事を議会に出せば、鳥獣被害対策にしても他の事業にしても、補助金の審査会を通さず、市の協力の元、行う事ができるのではないのでしょうか。

藤田部会長

我々が農政部会で新居浜農業がどうあるべきか協議したものを、奉り申し上げるものが建議書であります。

議会推薦から議員が農業委員となっているのも、議会で機会をとらえて発言・質問をするためです。しかし、農業の事を取り上げてもらえないのも事実です。

そういった事も含めて、建議していくという事で、建議の中身を皆さんと決めているのです。

小野雄基委員
藤田部会長
小野雄基委員

(挙手) はい。

どうぞ。

前回の方や、その前からも、こういった問題を取り上げて、市長に建議書を出していますが、状況がずっと同じであると言う事は、市長の農業に対する考え方が弱いという事でしょうか。

新居浜市には、農業委員会という組織を持っているのですから、建議書を提出したら、議会に掛けて予算取りをしてもらわなければ、これから先、新居浜市の農業は伸びていかず、衰退してしまうと思います。

今まで提出した建議書の内容も、まだ満足に行われていないですが、これからも同じ内容で建議するのか、新しい内容を取り入れるのでしょうか。

藤田部会長

建議書の内容を、前回と同じにするのか、それとも新たな内容にするのかを、皆さんに話合ってもらいたいのです。

その為に、皆さんの理解や知識を深めてもらえればと思い、これまでの農政部会で色々な方をお招きし、説明をしてもらいまし

た。

その上で、そこから出たご意見を基に、役員会で建議書の原案を作りたいと思っております。そして、次の農政部会で案を示し、協議していただくようなスケジュールを組んでおりますので、皆さんご協力よろしくお願ひします。

神野敬二委員
藤田部会長
神野敬二委員

(挙手) はい。

どうぞ。

国の施策の中で、補助金の対象となるのは、農振農用地だけという事ですが、それでは新居浜市の農地には殆ど当てはまらないという事になります。まずは、そこをどうにか補助金がもらえるようにしていく必要があると思ひます。

岡田雅夫委員
藤田部会長
岡田雅夫委員

(挙手) はい。

どうぞ。

3年前に農振地域に、地域ぐるみでの農道水路の補修、草刈りなどのスケジュールを組んだら、吉岡泉改良区では5年間で2000万円の補助金がでる事業がありました。

垣生山・大島・荷内は別としまして、それ以外の農振地域のあつ高津・庄内・新須賀では、今でも農振を外してもらえなく困っているのに、その補助金を受けてしまうと農振が絶対に外れなくなるので、補助金を受けていません。

新居浜市は農振地域としてのメリットが非常に少ないのです。例えば水路でも、農振地域に行く水路には補助金が出ますが、どこまでが、農振地域に行く水路であるのかという話になります。吉岡で言いますと、郷山から海まで繋がる水路で、農振地域が海側に集まっていますので、山側の水路も農振地域に繋がる水路となるので、補助金を受けようと思えば受けられると思ひますが、水路が横にそれて田の上の方に行ってしまうと、農振地域に行く水路でなくなりますので補助金が出ません。

そういった規制がかかるので、宇高の農振については、補助金を受けても困るので、補助金を受けないのが現状です。

垣生山や大島は、山全体が農振ですので、災害復旧の際に補助金を受け、垣生山の道は随分良くなりました。

新居浜市の平地の農振地域は、補助金を受けにくいですので、ほとんど受けていません。

神野幸雄委員
藤田部会長
神野幸雄委員

(挙手) はい。

どうぞ。

農業をされている方全員に念頭に置いておいて欲しいのは、農振農用地以外の所には、国の補助金を出せないという事です。

岡田委員さんも言われていましたが、農地・水・環境保全の施策の中で、該当するのは農振地域だけです。

他の市町村では農振地域はいくらでもあります、新居浜市は1,400ヘクタール程の農地の内、7分の1の、200ヘクタール弱の農振地域しかないのです。その中で、国や県が補助金を出し、足らないものは新居浜市が補足するという事で、補助を受けています。

補助金を使うにも、使える場所は決まっています、どうしても偏りが出てきますので、国や県から受けられる補助は、使える場所で使い、市の予算や、去年もありました景気対策などで農地整備課にも5,000万円出ていますので、そういった予算を農振地域以外に当てはめなければ、農振地域以外の農地はどうにもなりません。

新居浜市は、農振農用地よりも、それ以外の農地面積の方が広いので、その農地をどう維持管理していくのか、国や県にたよるばかりでは、新居浜市の農業振興はできないと思いますので、新居浜市独自の施策として取り入れてもらいたいと思います。

藤田部会長

そういった事も踏まえ、理解を求める為に、今までも建議書を市長に提出し、農業振興のお願いをしてきましたが、施策として取り入れてもらうには、今まで以上に具体的に示していかなければなりません。

今までには、直販所の整備推進や地産地消の推進などは、多少なりとも前向きに進んでおります。

新居浜農業の大きな問題になっております、担い手不足は、進んできませんと遊休農地が増えます。何で担い手が出来ないかと言いますと、生産価格が低いからです。

そういった中でも、新居浜農業を守っていくためには、こういった事が必要か、例えば、担い手育成をする為には何が必要かという様な具体的な事を提示するのが、建議をする上で効率的で、取り組みやすいのではないかと思います。

岡田雅夫委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

岡田雅夫委員

前回出した建議書の内容以外に、何を出すかという事を議論して、項目として挙げなければなりません。

藤田部会長

岡田委員の言われるように、皆さんに色々意見を出していただかないと建議書の作成にかかれません。

今、皆さんが言われていたような、補助金に関しましても、新居浜市のトップである市長に、農業に対する思いや熱意が無いと出ないです。

新居浜でも、二次産業などには市から補助が出ております。農業予算の中でも農地整備や、農林水産業の中でも林業の林道整備、漁業の漁港整備には補助の数字も大きくなります。その中で、農業振興というのは、非常に少ないのは事実です。

それでも、施策として取り組んで欲しいというのなら、建議書の中や、議員の議会での質問の中などで、色々な事をしていかなければなりません。建議をするに当たっては、皆さんの考えや意見を具体的に出示してもらいますと、我々としても進めやすいので、よろしくお願いします。

仙波憲一委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

仙波憲一委員

分かりやすい例としては、イノシシの駆除についての補助金が一番増えたという事です。

藤田部会長

鳥獣駆除につきましては、もちろん建議書でも項目に入っておりますが、それだけでなく、それ以外でも働きかけてきましたので、前向きに進んでいます。

しかし、駆除件数より、個体数の増加が多いので、これからは、それを上回る何かを考えていかなければなりません。

野口徹司委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

野口徹司委員

農道の拡幅などは、自治会から要望した方が、改良区を通すより対応が速いです。それを見て、市長の農業に対する関心が薄いように感じております。

岡田雅夫委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

岡田雅夫委員

水路や農道に関しては、生活に関するものと判断されれば、改良区を通すより、自治会を通した方が対応も早く、補助がでます。

私の地区でも、ここ2、3年で、水路一つと農道2つを生活用水路として、自治会長と相談して自治会の方からの申請で直してもらいました。

ですから、農水関係の予算は無くても、生活に関する物と証明されれば予算が出ます。

篠原修委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

篠原修委員

有害鳥獣駆除の対策についてですが、先月農林水産課の方から箱わなを20個取り入れると言っていましたので、私も、貸してもらえるよう言いましたら、猟友会に設置してもらえとの事をお願いしました。設置してもらった次の日にはもう罠にかかっていまして、イノシシの多さをあらためて感じました。

私どもの地区では、野菜を作ろうと思うと困いをしないと作れなくなっていますので、有害鳥獣駆除には、特に力を入れて頂きたいと思っております。

藤田部会長

イノシシはネットや防護柵などで、対策ができますが、猿はネットをしても柵を作っても効かないそうですので、猟友会の駆除もイノシシに対してのもので、猿は含まれておりませんので、その事も含め、これからの対策を考えていかなければなりません。

小野輝雄委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

小野輝雄委員

先日の農政部会でありました、鳥獣被害の調査についてですが、営農推進協議会にも協力してもらいたいとお願いしましたが、面積の把握は今回の建議には間に合いません。

しかし、次の時には、イノシシの被害に遭い、今はもう耕作されていない農地も合わせた被害調査を行うべきだと思います。

その後、営農推進協議会はありましたか。

原事務局長

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

原事務局長

10月22日の営農推進協議会で、農林水産課のから依頼してもらいまして、県・共済・農協など関係機関団体に、被害があつ

た場合は状況だけでも知らせてもらえるような調査票をお願いしました。また、来年度に向けて、どんな小さい被害でも被害調査票を出してもらえるようにお願いし、決定しております。

神野敬二委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

神野敬二委員

農協だより・市政だより・共済の方でも、鳥獣被害の調査票の事を掲載すると聞いております。

原事務局長

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

原事務局長

営農推進協議会では、被害があれば連絡表で、分かる範囲の事を書いて出してくださいという事で、とにかく、被害状況の情報を収集しようとお願ひしております。

藤田部会長

今日、皆さんから出してもらいました意見や、前回までの建議書を参考に、来年1月の農政部会までに原案を作り、皆さんに御審議いただきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、平成22年第10回新居浜市農業委員会農政部会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

15時37分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会農政部会

部会長

委員

委員